

亀山市告示第45号

亀山市木造住宅耐震シェルター設置事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和8年3月16日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市木造住宅耐震シェルター設置事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この告示は、木造住宅内に耐震シェルターを設置する者に対し補助金を交付することにより、地震による住宅の倒壊から居住者の生命を守り、安全の確保を促進し、もって地震に強いまちづくりを進めることを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において「耐震シェルター」とは、住宅の1階部分に設置することにより、当該住宅が倒壊した場合でも居住者の生命の安全を守る機能を有する構造物で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 三重県型「耐震シェルター」の仕様基準を満たしているもの
- (2) 他の自治体において一定の評価のもと認定しているもの
- (3) 公的な機関における試験により、前2号に掲げるものと同等以上の性能を有するもの（製品化されたものに限る。）

(補助金の名称)

第3条 この告示により交付する補助金は、亀山市木造住宅耐震シェルター設置事業補助金（以下「補助金」という。）という。

(補助対象住宅)

第4条 補助の対象となる住宅（以下「対象住宅」という。）は、本市の区域内にある木造住宅（併用住宅、共同住宅及び長屋を除く。）であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 昭和56年5月31日以前に着工し、既に工事が完了しているもの
- (2) 階数が3以下のもの
- (3) 亀山市木造住宅耐震補強等事業補助金交付要綱（平成17年亀山市告示第68号）第2条に規定する亀山市木造住宅耐震補強等事業補助金及び亀山市木造住

宅耐震補強計画事業補助金交付要綱（平成18年亀山市告示第102号）第2条に規定する亀山市木造住宅耐震補強計画事業補助金のいずれの交付も受けていないもの

(4) 現に居住の用に供し、又は居住が見込まれるもの

(5) 耐震シェルターの設置に関し、所有者の同意が得られているもの
(補助金の交付対象者等)

第5条 補助金の交付対象者は、対象住宅に耐震シェルターを設置する者とする。

2 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、耐震シェルターの購入及び設置に要する費用とし、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、リース契約による設置費、更新費等については、補助対象経費としない。

(1) 耐震シェルターの購入費

(2) 耐震シェルターの設置費（設置に必要な運搬費を含む。）

(3) 耐震シェルターの工事費（設置に必要不可欠な床下工事費を含む。）

(4) 耐震シェルター設置を行う上で施工上必要な最低限度の範囲の既存物の解体、撤去及び復旧工事費

(補助金の額及び交付回数)

第6条 補助金の額は、対象住宅1棟につき、15万円を限度として補助対象経費の2分の1に相当する額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）とする。

2 補助金は、対象住宅1棟につき1回に限り交付する。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、木造住宅耐震シェルター設置事業補助金交付申請書（様式第1号）に必要な書類を添付して市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第8条 補助金の交付の決定を受けた者は、耐震シェルターの設置が完了したときは、耐震シェルターの設置が完了した日から起算して30日を経過した日又は耐震シェルターの設置が完了した日の属する年度の3月末日のいずれか早い日までに、木造住宅耐震シェルター設置事業実績報告書（様式第2号）に必要な書類を添付して市長に提出しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和12年3月31日限り、その効力を失う。

様式第1号(第7条関係)

年 月 日

亀山市長 様

住 所
申請者 氏 名
電話番号

※本人が署名しない場合は、記名押印してください。

木造住宅耐震シェルター設置事業補助金交付申請書

亀山市木造住宅耐震シェルター設置事業補助金交付要綱第7条の規定により、亀山市木造住宅耐震シェルター設置事業補助金を交付されたく、関係書類を添えて申請します。

住 宅 の 所 在 地	亀山市				
設 置 工 事 の 概 要	製 造 会 社 名				
	製 品 名				
	設 置 工 事 予 定 期 間	着手 完了	年 年	月 月	日 日
	補 助 対 象 経 費				円
補 助 申 請 額				円	

添付書類

- ・対象住宅を所有していることが確認できる書類
- ・補助対象経費の見積書等（補助対象経費である耐震シェルターの購入、設置及び運搬に要する経費とその他の経費とを分けたもの）
- ・耐震シェルターの設置前の写真
- ・その他市長が必要と認める書類

(申請者と所有者が異なる場合のみご記入ください。)

承諾書

私は、亀山市木造住宅耐震シェルター設置事業補助金交付要綱に基づき、私が所有する住宅に申請書に記載された耐震シェルターを設置することを承諾します。

なお、補助金の交付の決定のため必要があるときは、対象住宅等を確認するために市が住民基本台帳、戸籍台帳、固定資産台帳、建築確認申請等について照合を行うことに同意します。

年 月 日

住 所

所有者 氏 名

電話番号

※本人が署名しない場合は、記名押印してください。

様式第2号(第8条関係)

年 月 日

亀山市長 様

住 所
申請者 氏 名
電話番号

※本人が署名しない場合は、記名押印してください。

木造住宅耐震シェルター設置事業実績報告書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を受けた木造住宅耐震シェルター設置事業が完了したので、亀山市木造住宅耐震シェルター設置事業補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり実績報告します。

住宅の所在地	亀山市
補助対象経費	円
設置完了年月日	年 月 日

添付書類

- ・耐震シェルターの購入及び設置に係る契約書、注文書又は納品を証明する書類の写し
- ・耐震シェルターの設置工事完了後の写真
- ・補助対象経費の支払を証する書類（領収証等）の写し
- ・その他市長が必要と認める書類